

包括同意制度について

【患者さん・ご家族の皆さまへ】

当院では、患者さんへの説明および同意手続きの標準化を目的として、令和 8 年 10 月 1 日より包括同意制度を導入いたします。

包括同意制度とは、診療を進めるうえで一般的に行われる一部の医療行為について、あらかじめ制度の内容をご理解いただいたうえで同意をいただく仕組みです。

（包括同意の対象となる医療行為について）

- ◇ 包括同意の対象となる医療行為については、医師または医療スタッフが必要な説明を行います。また、縫合や穿刺などの一部の処置については、必要に応じて説明文書をお渡しします。
- ◇ 患者さんの病状や診療内容によっては、包括同意の対象となる医療行為であっても、医師が必要と判断した場合には、これまでどおり個別に説明を行い、同意書へのご署名をお願いすることがあります。

（個別説明・個別同意をご希望の場合）

- ◇ 当院では、患者さんの自己決定権を大切にしています。より詳しい説明や個別同意を希望される場合は、いつでも担当医師へお申し出ください。担当医師から個別に説明を行い、個別同意の手続きを行います。

（患者さんの権利について）

- ◇ 包括同意制度は、患者さんの自己決定権を制限するものではありません。
- ◇ 患者さんは、いつでも個別説明や個別同意を希望することができます。
- ◇ 制度についてご不明な点がありましたら、遠慮なく医師または医療スタッフへお尋ねください。
- ◇ 患者さんに安心して医療を受けていただくため、本制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

※包括同意対象行為の詳細については、「包括同意の対象となる医療行為」をご参照ください。

令和 8 年 10 月 1 日
三愛病院 医療安全委員会